奈良県告示第三百七十三号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十三年十一月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市大森町五七一一二　奈良県奈良総合庁舎一階	奈良市登大路町三〇番地	財団法人奈良県職員互助会	平成二十三年十一月三十日
財団法人奈良県職員互助会奈良売店			